

議長	事務局長	事務局次長	総務係長	係員

委員会記録簿
(開会中・閉会中)

委員会名	第42回 議会運営委員会		
開会日時	令和4年6月27日 午前 8時59分 開会		
	令和4年6月27日 午前 9時33分 閉会		
場所	第1委員会室		
出席者数	委員定数6名中 出席者6名		
出席委員	熊高 昌三	児玉 史則	—
	山根 温子	大下 正幸	山本 優
	金行 哲昭	—	—
正副議長	宍戸 邦夫	石飛 慶久	—
欠席委員	—	—	—
説明のため出席した者	職名	氏名	職名
	—	—	—
	—	—	—
	—	—	—
出席した事務局職員	事務局長	毛利 幹夫	事務局次長
	総務係長	藤井 伸樹	久城 祐二
付議事件	1、議題 (1) 令和4年第2回安芸高田市議会定例会の運営について ①追加議案について		
	2、その他 ①3月29日付市長からの文書について		

3、経過

【開会 8:59】

○熊高委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより議会運営委員会を開会する。

本日の議題は、お手元に配付した日程のとおりである。

(1) 令和4年 第2回安芸高田市議会定例会の運営について

①追加議案について

○熊高委員長 令和4年第2回安芸高田市議会定例会の運営についてを議題とする。

追加議案について、事務局の説明を求める。

○毛利事務局長 (提出議案の概要について説明)

○熊高委員長 質疑はないか。

(なし)

質疑なしと認める。

議案の取り扱いについて、事務局に説明を求める。

○毛利事務局長 (議案の取り扱い及び会期日程について説明)

○熊高委員長 ただいまの説明について、意見はないか。

(なし)

質疑なしと認める。

追加議案の取り扱いについて、お諮りする。

発議第6号は、委員会付託を省略し提案理由説明の後、質疑、討論、採決することに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

2. その他

(1) 3月29日付市長からの文書について

○熊高委員長 他の項に入る。

皆さんから何かあるか。

(なし)

事務局から何かあるか。

○毛利事務局長 先日の一般質問の際、市長より3月29日付の文書について議員より見たことが無いとの意見があった。改めてお配りし、この後行われる定例会開会前のミーティングにおいて議員全員に配布したいと思うが、取り扱いについて協議願う。

○熊高委員長 議長から説明をお願いする。

○宍戸議長 これは3月29日付で受付していたもので、私は見ていた。市長の方から、議長の立場から議員を厳しく指導するよう要請するとあり、3人の議員に対しては話をしているが、議員全員には話をしていないかった。ただし、この文書を議会運営委員会には配布し

- たと思っていたが無かったということであったので申し訳ない。
- 熊高委員長 意見はないか。
- 金行委員 予算決算における居眠りについての文書に委員長としてとあるが、予算決算の委員長として、私は全然感じなかったので注意する余地もなかった。居眠りという感じを私は受けなかつたことを皆さんに報告しておく。
- 熊高委員長 そのほかにあるか。
- (なし) 意見なしと認める。
- お諮りする。この後のミーティングで全議員に配布することに異議はないか。
- 山本優委員 今、予算決算常任委員長が、居眠りは無かつたとはつきり言われた。この文書は、市長が勝手に言っているものである。配る必要があるのか。市長からの文書なので全議員に配らないといけないものなのかな。
- 大下委員 この前の全員協議会で金行委員長がはつきり言われた。であるのになおかつこの文書を配るかどうかであるが、必要ないと思う。
- 山本優委員 不規則発言についても議長がしっかりと対応しているので配る必要はない。
- 大下委員 2枚目の文書について、副議長はヤジを飛ばしたとなっているが、ヤジは飛ばしていない。市長が言うから反対に言っているだけである。間違いである。市長が先に言ってきたことである。
- 児玉副委員長 事務局に確認する。3月29日付けで3枚出ているがこの処理はどうしたのか。1枚目はさきほど議長が、3人を呼んでと言われたが、あの2件は。
- 毛利事務局長 4月1日以降については、何もしていない。受理前後はどのように取り扱ったかは前任者に確認が取れていない。申し訳ない。
- 児玉副委員長 2枚目と3枚目は聞いたような記憶があるのだが。全員協議会では説明をしていないかもしれないが、議会運営委員会で話をしたのでは。議長が話をされたのか。この3件がどうなつたかはつきり経緯を思い出せない。議長ご存じであれば。
- 宍戸議長 確認をしておく。最初の1枚目であるが、3人の議員を呼んで注意はしたということはない。他の場所で話をしたものである。居眠りをしたがどうかは確認をしていないためである。
- 2枚目3枚目については、私もはつきり覚えてないが議会運営委員会へ出したような気もするが。事務局も丁度人事異動の最中で、引継等不手際があつたかもしれないが、はつきりしない。申し訳ない。
- 熊高委員長 事務局は議事録等確認したのではなかつたか。

- 久城事務局次長 議事録等記録を確認したが、配付した記録はなかった。本日配付させていただきお詫び申し上げる。
- 山本優委員 本会議、委員会の運営は、議長、委員長であり、そういうことは無かったということであるので、この文書をわざわざ出す必要はないと思う。この前の全員協議会においても、委員長がはつきり無かったと説明されている。
- 議事進行は、議長、委員長の特権で、責任者が無かったということだから、もう出す必要ないと思う。
- 熊高委員長 出さなくてよいという意見が今のところ多い。ただし、出して問題があるとは私はないと思う。
- 議員に知らしめるることは必要だと思う。他の事も常態化していると書いてあるので。
- 大下委員 出す意味が無いのと、嘘が書いてある。間違った文書であるので出すほうがかえっておかしい。
- 熊高委員長 嘘が書いてあるのであれば、なおさら市長に対しきちんと整理をする必要があるのではないか。うやむやにすることの方が議会として将来的に…
- (それは違うとの意見あり)
- 整理をしなければいけないので意見を言っている。多数決だけでいくなら委員会はいらない。
- 山本優委員 予算決算の委員長も議長も無かったというものを、この前の全員協議会ではつきり言われている。これ以上このような文書を出す必要はない。
- 熊高委員長 出してはいけないという理由はないと思う。
- (出す理由も無いとの意見あり)
- 来たものを皆さんに知らしめるというのは議会として当然のことである。
- 違うのであれば、違うということを議長から市長に申し上げていただきたい。このままにしておく方が、むしろやむやにすることの方が問題が残る。
- 大下委員 それならこの文書を配布するときに、間違った文書であると言って配付しないといけない。
- 熊高委員長 それはこの前の全員協議会において確認した。あと 2 枚目、3 枚目もある。
- 大下委員 1 枚目は既に委員長が言っている。2 枚目は石飛副議長がヤジを飛ばしたというのは嘘である。
- 熊高委員長 暫時休憩する。
- 休憩 9:16 (文書の取り扱いについて協議)
- 再開 9:29
- 熊高委員長 再開する。

意見を取りまとめる。これまでの市長からの文書通知は基本的に議長から議会運営委員会等へ配付し周知してきたが、この3つの書面については、議長預かりで個別の注意はしたが、議会運営委員会へ配付し確認していなかった。

この3月29日以前のように基本的には議会運営委員会等を通じて全議員に周知することが望ましいということであるが、この3件については、皆さんのお見では、あえて全議員に配付する必要はないとの結論であった。

今後は、文書が届いたら議会運営委員会等に諮り、全議員にどのように対応するかは検討することとすることでよろしいか。

異議がないようであれば決定事項を全員協議会に報告するがよろしいか。

(よい)

決定事項を全議員に報告する。議長よろしいか。

ここで決まったことは尊重する。

議長預かりで済むようなものまで全部出さないといけないのかという気がする。議長が判断されたらよい。ある程度議会運営委員会に諮らないといけないというようなものであれば、議会運営委員長相談して判断してもらえばよい。

○熊高委員長

皆さんよろしいか。

(よい)

それでは決定事項を全議員に報告する。

そのほかに皆さんからないか。

(なし)

その他の項を終了する。

以上で、本日の議事はすべて終了した。

これをもって議会運営委員会を閉会する。

【閉会9：33】

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会運営委員長